

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岐阜県 下呂市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	67.5%
全職員	61.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	93.0%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	93.1%
26～30年	91.3%
21～25年	95.0%
16～20年	89.6%
11～15年	94.5%
6～10年	101.8%
1～5年	98.7%

【説明欄】

- ・会計年度任用職員（パートタイム）における女性の割合は「90.8%」であり、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・本庁部局長・次長相当職については、対象職員（女性）が少ないことから、公表の対象外とする。
- ・扶養手当について、総額に占める男性の割合は「87.0%」である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。